

## メニュー別排出係数について

## 1. 基本的考え方

- ガス事業者は、メニュー別排出係数の公表を希望する場合には、メニュー別排出係数を算出し、事業者別の基礎排出係数及び調整後排出係数とは別に、環境省及び経済産業省に提出する。
- メニュー別排出係数の公表を希望するガス事業者は、複数の「需要家側のニーズが高いと考えられる料金メニューに係る係数」と「残差により作成した係数」のメニュー別排出係数を作成する。その際、実際の販売に供する料金メニュー（以下「販売メニュー」という。）の一部を取り出したり、複数の販売メニューを類型化したりする等の方法により設定する。
- なお、メニュー別排出係数について、事業者別として単一のメニューで排出係数を報告することも可能。その際、係数算出の方法は事業者別の調整後排出係数と同様であり、報告・公表時期については「3. メニュー別排出係数の報告・公表時期について」に従う。
- 販売メニューを類型化して設定した料金メニュー（以下「係数用メニュー」という。）の設定に当たって販売メニューをどのように類型化するかはガス事業者の任意によるものとする。ただし、ガス事業者は、それぞれの係数用メニューと供給バイオガス量の関連づけを明確にした上で類型化する。
- ガス事業者は、上記の関連づけに基づいて、当該ガス事業者全体の基礎二酸化炭素排出量と販売ガス量とを係数用メニューごとに仕分した上でメニュー別基礎二酸化炭素排出量を算定し、そのメニュー別基礎二酸化炭素排出量から、ガス事業者が排出量調整無効化した国内及び海外認証排出削減量を料金メニューごとに控除することにより算定したメニュー別調整後二酸化炭素排出量をメニュー仕分後の販売ガス量で除することにより、メニュー別排出係数を算出する。
- 環境省及び経済産業省は、ガス事業者から提出されたメニュー別排出係数の内容を確認したのち、ガス事業者が希望する場合は、当該ガス事業者又は事業者別の調整後排出係数としてメニュー別排出係数をウェブサイトにて公表する。その際、複数のメニュー別排出係数を提出したガス事業者の事業者別の調整後排出係数は「参考値」としてウェブサイトにて公表する。

## 2. メニュー別調整後二酸化炭素排出量の算定についての具体的な手順

## (1) バイオガス調達費をガス小売事業者が負担している場合

- ① メニュー別基礎二酸化炭素排出量を、根拠資料（表5 メニュー別）にて、事業者全体における供給バイオガス量、販売ガス量（供給バイオガス量を除く。）を係数用メニューごとに仕分し、販売ガス量（供給バイオガス量を除く。）に省令の排出係数を乗じて算定する。供給バイオガス量は、ガス事業者が任意で仕分することができる。
- ② メニュー別調整後二酸化炭素排出量を、上記①で得られたメニュー別基礎二酸化炭素排出量から、ガス事業者が排出量調整無効化等をした国内及び海外認証排出削減量等を控除することにより算定する。国内及び海外認証排出削減量

は、ガス事業者が任意で仕分することができる。

(2) バイオガス調達費を導管事業者が負担している場合

- ① メニュー別基礎二酸化炭素排出量を、根拠資料（表5 メニュー別）にて、事業者全体における供給バイオガス量、託送負担バイオガス量と販売ガス量（供給バイオガス量を除く）を係数用メニューごとに仕分し、販売ガス量（供給バイオガス量を除く）に省令の排出係数を乗じて算定する。供給バイオガス量はガス事業者が任意で仕分することができるが、以下② ii の自社が調達した託送負担バイオガス量に係る二酸化炭素排出量の仕分は、供給バイオガスの仕分に応じて行う。
- ② メニュー別託送負担バイオガスの調達による調整後二酸化炭素排出量を、以下 i ~ v の手順により算定する。なお、算定の過程は根拠資料（表5 メニュー別）に記載する。

i. 当該ガス事業者の託送分配バイオガス量に係る二酸化炭素排出量を算定する。  
以下の式により算出するものとする。

- 1 : バイオガスが注入された導管事業者から託送供給を受ける小売事業者
  - 1) 託送負担バイオガス量に、当該導管事業者の小売託送量を乗じ、当該導管事業者の小売託送量及び当該導管事業者の連結先導管事業者全体の連結託送量の和で除して、バイオガスが注入された導管事業者に配分される託送負担バイオガス量を算出する。
  - 2) 1) で算出したバイオガスが注入された導管事業者に配分される託送負担バイオガス量に、当該導管事業者により託送される当該小売事業者の販売ガス量を乗じ、当該導管事業者の小売託送量で除して算出する。
- 2 : バイオガスが注入された導管事業者の連結先導管事業者から託送供給を受ける小売事業者
  - 1) 託送負担バイオガス量に、当該連結先導管事業者が当該導管事業者から供給を受けた連結託送量を乗じ、当該導管事業者の小売託送量及び当該導管事業者の連結先導管事業者全体の連結託送量の和で除して、バイオガスが注入された導管事業者の連結先導管事業者に配分される託送負担バイオガス量を算出する。
  - 2) 1) で算出したバイオガスが注入された導管事業者の連結先導管事業者に配分される託送負担バイオガス量に、連結先導管事業者により託送される当該小売事業者の販売ガス量を乗じ、連結先導管事業者の小売託送量で除して算出する。

上記により算出した託送分配バイオガス量に省令の排出係数を乗じ、託送分配バイオガス量に係る二酸化炭素排出量を算定する。

- ii. 当該ガス事業者の自社が調達した託送負担バイオガス量に省令の排出係数を乗じて自社が調達した託送負担バイオガス量に係る二酸化炭素排出量を算定する。さらに、自社が調達した託送負担バイオガス量をそれぞれ係数用メニューごとに仕分し、メニュー仕分後の当該調達量に省令の排出係数を乗じて自社が調達した託送負担バイオガス量に係るメニューごとの二酸化炭素排

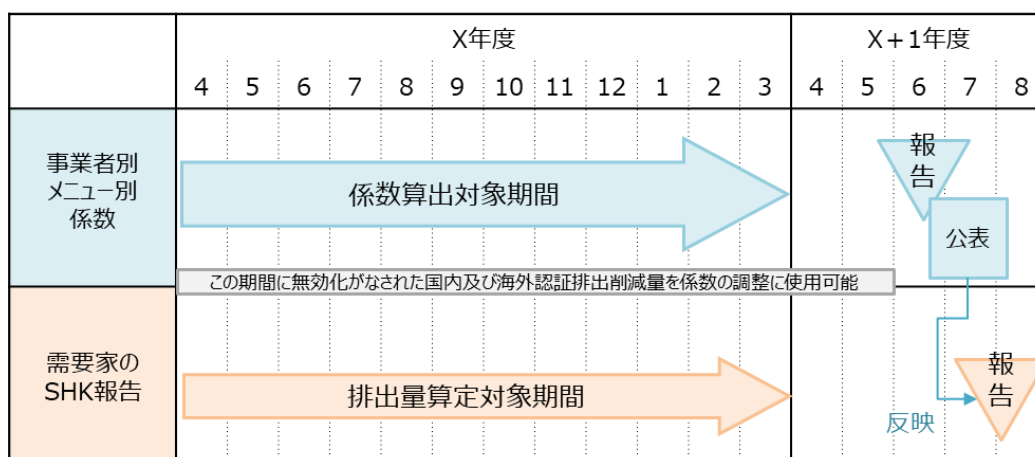
- 出量を算定する（任意で仕分けた供給バイオガス量に応じて仕分を行う。）。
- iii. 上記①で得られたメニュー別基礎二酸化炭素排出量に、上記 ii で得られた託送負担バイオガスの調達に係るメニューごとの二酸化炭素排出量（実際の調達量に応じたもの）を合算して、メニューごとの二酸化炭素排出量（託送負担バイオガスを含む。）を算定する。
  - iv. 上記 i で得られた託送分配バイオガス量に係る二酸化炭素排出量を、メニューごとの販売ガス量に応じて按分する。
  - v. 上記 iii で得られたメニューごとの二酸化炭素排出量（託送負担バイオガス分を含む）から、上記 iv で得られた託送分配バイオガス量に係るメニューごとの二酸化炭素排出量を控除し、メニュー別託送負担バイオガスの調達による調整後二酸化炭素排出量を算定する。

- ③ メニュー別調整後二酸化炭素排出量を、上記②で得られたメニュー別託送負担バイオガスの調達による調整後二酸化炭素排出量から、ガス事業者が排出量調整無効化等した国内及び海外認証排出削減量を控除することにより、算定する。国内及び海外認証排出削減量は、ガス事業者が任意で仕分することができる。

### 3. メニュー別排出係数の報告・公表時期について

メニュー別排出係数の公表を希望する者については、料金メニュー別に販売する当該年度の排出係数について、以下の方法により算出等を行う。

- メニュー別排出係数の公表を希望する者（甲）は、排出量算定対象年度（X 年度）に甲が需要家（乙）に小売供給した都市ガスについて排出係数を算出し、排出量算定対象年度の翌年度の当初（X+1 年 6 月半ば頃を想定。）までに国に提出。
- 国は、X+1 年 6 月末頃に乙が X 年度の排出量報告に使用することができる甲の排出係数として、当該係数を公表。
- 乙は、国が公表した甲の排出係数を用いて公表時以降、排出量を報告することも可能であり、また、公表前に実測等に基づく係数又は省令の排出係数を用いて排出量を報告することも可能。



メニュー別排出係数の算出・報告・公表のスケジュールについて